

第7回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年10月9日(金)午後3時11分			
開催場所	湯梨浜町役場 講堂			
出席委員(11名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員		11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	10番 尾川 寛信 委員			
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
		18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	17番 山本 正義 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 藤田 晋也			
提案議案	第26号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第28号議案 農用地利用集積計画の決定について 第29号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農業委員会事務局職員の任免について 第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について 第3号 賃貸借の解約等の通知について 第4号 水田の畑地変換届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 農業委員会事務局職員の任免</p>	<p>事務局</p> <p>会長 事務局 会長 議長 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今から、令和 2 年度 第 7 回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は、11 人です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>なお、農業委員会憲章はコロナが収束してから、唱和できる状態になってから再開させていただきたいと思いますのでご了承をお願い致します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。ごあいさつは頂いたと云う事で。</p> <p>割愛致します。</p> <p>では、以降の進行を会長にお願い致します。宜しくお願いします。</p> <p>それでは会を進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致しますが、お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長が指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には 9 番清水武敏委員、そして 11 番山田隆雄委員、2 名の方宜しくお願い致します。なお会議書記におきましては、藤井事務局長及び藤田副主幹をお願いを致します。</p> <p>次に会期の決定でございます。お諮りをします。この総会の会期は令和 2 年 10 月 9 日、本日 1 日限りと致します。これにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、この総会の会期は本日 1 日限りと致します。</p> <p>次に日程 3 番、報告事項に入ります。第 1 号「農業委員会事務局職員の任免」について。それでは事務局より説明してください。</p> <p>報告事項 第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明します。農業委員会等に関</p>

<p>について</p> <p>第 2 号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>する法律第 26 条第 3 項及び湯梨浜町農業委員会事務専決規程第 4 条の規定により、次のとおり湯梨浜町農業委員会事務局職員の任免を専決したので、本委員会に報告するものです。</p> <p>新任、副主幹 藤田晋也、発令年月日は令和 2 年 10 月 1 日。旧任、副主幹 谷岡弘栄、発令年月日は同じく 10 月 1 日。何れも職員人事異動によるものであります。以上でございます。</p> <p>報告事項第 1 号、以上で終わります。次に報告事項第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について」、説明してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条第 16 号に規定する中継施設等を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は、3-1 頁及び資料 1 の 1 頁から 3 頁)</p> <p>番号 1 届出人 東京都世田谷区 ●●株式会社。土地の所在 大字久留——。現況地目は畑、面積は 182 m²の内 4 m²。附記ですが、転用事業の内容は無線通信用電波塔でコンクリート柱です。工事名は携帯電話無線基地局新設工事。工事時期は令和 2 年 9 月 30 日頃と云う事で届出されております。</p> <p>頁をめくって頂きまして、3-1 頁が航空写真による位置図です。夢マートの所の交差点から羽合小学校へ向かう町道の途中の場所です。それから別添の資料 1 をご覧頂けますでしょうか。1 頁目が公図で、2 頁目が土地利用計画図、3 頁目が設置する無線基地局の構造図でございます。</p> <p>なお、届出のありました場所は住宅街の一角で、農業用施設が設置されておりまして、ほぼ宅地化しております。確認したところ羽合土地改良区の事業区域に含まれておりましたので、改良区の事務局と相談の上、地権者の方に非農地証明願いの提出をされては如何かと促したところであります。以上でございます。</p>
<p>第 3 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは続いて報告事項第 3 号「賃貸借の解約等の通知について」、これを報告してください。</p> <p>報告事項 第 3 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 経営基盤強化促進法、通知者賃貸人は、はわい長瀬●●。賃借人は、はわい長瀬●●。土地の表示 はわい長瀬——。地目は畑、面積 890 m²。同じく、はわい長瀬——。</p>

<p>第 4 号 水田の畑地転換届について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>地目は畑で面積は 255 m²。合意の成立日は令和 2 年 9 月 15 日。土地の引き渡し日も同日でございます。ちなみにこれはイチゴハウスを設置しておられましたけども、片づけて返却をされたと云うものであります。以上です。</p> <p>はい。それでは引き続き第 4 号「水田の畑地転換届について」を報告してください。</p> <p>報告事項 第 4 号「水田の畑地転換届について」を説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁)</p> <p>番号 1 届出人 光吉●●。土地の所在 大字光吉——、現況地目は田、面積 362 m²。</p> <p>届出日は 9 月 25 日で、40 cm の嵩上げを行うものです。</p> <p>頁をめくって頂き、次の頁 5-1 の航空写真による位置図ですが、少し分かり難いかもしれません。図面中央より右上に赤色で囲っている場所です。以上です。</p>
<p>4 議事 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>はい。以上で説明が終わりました。これは報告事項でございますので、皆さんご了承をお願い致します。なお、ご質問お尋ねがございましたら、挙手の上、発言をして頂きたいと云う風に思います。皆さんの方から発言ございますか。</p> <p>無い様でございます。それでは以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程 4 番、議事に入ります。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致しますが、本案件につきましては議事参与の制限に係る案件がございます。従いまして 11 番の山田隆雄委員の案件でございますが、この分につきましては分割審議をしたいと云う風に思っております。宜しいですか皆さん。ご異議が無い様でございますので、その様にさせて頂きます。よって整理番号 9 の案件を先に分割審議を致します。</p> <p>それでは 11 番の山田隆雄委員、退席をお願い致します。</p> <p>(山田隆雄委員 退席)</p> <p>退席を確認致しましたので、それでは事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>それで、整理番号 9 は次の頁、6-1 頁になるんですけども。6-1 頁をご覧頂きますと土地の所</p>

		<p>在が野方——と云うのがズルズルズルっと並んでおりますけども。こちらは◆◆土地改良区所有の農地。ただし、◆◆土地改良区が土地自体を持ってませんので、理事長名で土地を取得しておられました。その農地につきまして、配分先、受け手が決まったので、これを配分すると云うものの中の一つとなります。</p> <p>番号9 譲受人は、藤津●●、譲渡人は、方地●●。土地の所在は大字野方——、地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は1,601 m²。権利取得後の経営面積は155アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。整理番号9番の説明が終わった訳であります。これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>議長 中村推進委員</p> <p>議長 中村推進委員</p> <p>議長 中村推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>中村推進委員</p> <p>議長</p> <p>そのとおりです。こちら、改良区の中で検討されて、どう云う形で渡すかと云う事で検討はされているんですが。売買ではなくて贈与と云う事で、土地の方を渡されると云う事で決定したと云う事だそうです。具体的な経過は伺ってないですけども、売買ではなくて贈与でやると云う事で、その方針だけは聞いております。</p> <p>議長 補足説明できる改良区の関係者はいますか。</p> <p>中村委員、もし補足説明が要れば、山田委員が入室した時にまた。</p> <p>議長 以前、金額的な話を聞いたことが、ちょっとあったんでね。これが、売買ではなくて贈与かと云う再確認です。であれば、問題無いと思います。</p> <p>議長 それでは、中村推進委員の発言につきましては、再度の確認だと云う風な事でございますので。それでは中村推進委員、良いですねそれで。</p> <p>議長 その他に、皆さんの方からご質疑はございますか。それでは無い様でございますので、これに</p>
--	--	---

	事務局	<p>て質疑を終結し、それでは採決を行います。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について出ございますが、整理番号 9 番のみでございます。原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方でございますので、整理番号 9 番につきましては、この原案のとおり可決を致します。</p> <p>それでは山田委員に入室して頂きます。</p> <p>(山田隆雄委員 着席)</p> <p>それでは会を続行致します。次に整理番号 9 以外の 1 番から 8 番、10 番から 12 番について事務局より、それでは説明をして頂きます。お願いします。</p> <p>番号 1 譲受人は、橋津●●、譲渡人は、橋津●●。土地の所在は 大字赤池——、地目は台帳現況とも田、利用状況 田。面積は 154 m²。権利取得後の経営面積は 52 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 2 譲受人は、園●●、譲渡人は、愛知県名古屋市中白区●●。土地の所在は 大字泊——、地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 328 m²。権利取得後の経営面積は 3 アールでございます。農振農用地区域外の、売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 3 譲受人は、田後●●、譲渡人は、米子市●●。土地の所在は 大字田後——、地目は台帳 田、現況 畑、利用状況 畑。面積 205 m²。同じく大字田後——、地目は台帳現況とも田、利用状況 田。面積 208 m²。権利取得後の経営面積は 35 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 4 譲受人は、石脇●●、譲渡人は、国信●●。土地の所在は 大字石脇——、地目は台帳現況とも田、利用状況 田。面積は 1,396 m²。権利取得後の経営面積は 40 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>番号 5 譲受人は、小鹿谷●●、譲渡人は、小鹿谷●●。土地の所在は 大字小鹿谷——、地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 478 m²。権利取得後の経営面積は 144 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 6 譲受人は、藤津●●、譲渡人は、方地●●。土地の所在は 大字野方——、地目は台</p>
--	-----	--

	<p>議長 事務局</p> <p>議長 河井推進委員</p>	<p>帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 2,630 m²。権利取得後の経営面積は 2,275 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>番号 7 譲受人は、別所●●、譲渡人は、方地●●。土地の所在は 大字野方——、地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 1,593 m²。権利取得後の経営面積は 115 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>番号 8 譲受人は、中興寺●●、譲渡人は、方地●●。土地の所在は 大字野方——、地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 1,864 m²。権利取得後の経営面積は 137 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>番号 10 譲受人は、中興寺●●、譲渡人は、方地●●。土地の所在は 大字野方——、地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 2,526 m²。権利取得後の経営面積は 141 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>番号 11 譲受人は、方地●●、譲渡人は、宮内●●。土地の所在は 大字野方——、地目は台帳現況とも畑、利用状況 畑。面積は 3,567 m²。権利取得後の経営面積は 319 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>番号 12 譲受人は、藤津●●、譲渡人は、京都市右京区●●。土地の所在は 大字藤津——、地目は台帳現況とも田、利用状況 田。面積は 1,072 m²。権利取得後の経営面積は 48 アールで、贈与による所有権移転であります。</p> <p>以上、番号 1 から番号 12 の申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>補足でちょっと説明させていただきます。整理番号 6 番の譲受人ですけれども、権利取得後の経営面積が 2,275 アールですが、■■の息子さんが果樹園を取得されます。水稻栽培を大規模にやっておられますので、世帯としての経営面積がこれだけ大きくなると云う事で。世帯の方で見せて頂いてますことを、取り敢えず補足をさせていただきます。以上です。</p> <p>はい。今の補足説明もございました。それでは改めて質疑を行います。質疑はございますか。</p> <p>はい。</p>
--	--	--

<p>議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 河井推進委員 議長 事務局</p> <p>河井推進委員 事務局</p> <p>議長 河井推進委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>はい、どうぞ。河井推進委員どうぞ。</p> <p>この場所は、大字野方——の場所は果樹園ですか。どの場所ですか。</p> <p>はい。説明を。</p> <p>◆◆土地改良区の梨園地帯の部分のことです。取り敢えず畑と云う事にしてしておりますが、表現は。梨園です。</p> <p>譲渡人が方地●●さんですか。この方は、自分じゃなくて責任者として、してる訳ですね。●●さんの所有になってる様だから。</p> <p>はい。従前の所有者の方から改良区が、まず、引き受けますと云う事になって。改良区と云う法人では農地は登記できないものですから、理事長名で登記をしておられたと云う話です。ご推察のとおりです。</p> <p>河井推進委員、宜しいですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。その他ございますか。それでは無い様でございます。これで質疑を終結致します。それでは採決を行います。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定でございますが、整理番号 9 以外の案件でございます。このことについての可否決定を行います。原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が賛成でございます。よって議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁、7-2 頁及び資料 1 の 4 頁から 6 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字藤津——と、大字藤津——の 2 筆で、現況地目は何れも 畑、面積は 大字藤津——が 332 m²、大字藤津——が 50 m²です。転用計画の用途はその他の業務用地。施設</p>
--	---	---

概要は資材置場及び駐車場です。建築物の計画はありません。

譲受人は、野方●●。譲渡人は、野方●●。契約内容は、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第 1 種農地、区分決定根拠は集団農地であります。許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。

事業内容は、申請地の他に、譲渡人が所有する 3 筆の雑種地を合わせた全体事業面積 473 m²で資材置場と従業員の駐車場を整備するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者はありません。

頁をめくって頂き 7-1 が航空写真による位置図ですが判り辛いので、次の頁 7-2 に拡大した位置図をつけております。赤い斜線が申請地。青い斜線が事業区域内の雑種地であります。ですので、赤い線と青い線を合わせた所が全体の事業区域と云うものになります。

それから別冊資料 1、4 頁に現地の写真をつけております。筆境が確認できないため、事業区域の全体を赤色で囲っております。それから次の頁、5 頁が公図。6 頁目が土地利用計画図であります。黄色く囲っておりますのが雑種地も含めた全体の事業区域と云う事でございます。

本申請地の造成は、整地して砕石を敷いた上に真砂土を敷き、排水性を高めます。資材置場は高さ 1.9m の仮設仮囲いで周囲からの目隠しをします。

申請に至った経過ですが、申請者は自宅を事務所に足場工事業を営んでいて、これまで、はわい長瀬の土地を借りて足場仮設工事資材を置いていたものですが、早朝から資材搬出を行うため、近隣から騒音の苦情があり使用できなくなったそうです。一時的に北栄町のある事業所敷地に仮置きをしておりますけれども、仮置きですので使用期限が過ぎたため早急に恒久的な資材置場を確保する必要性が生じたために本申請に至ったと云うものでございます。

番号 1 についての説明は以上です。本冊 7 頁に戻って頂き、番号 2 を説明します。

(資料は、7-3 頁、資料 1 の 7 頁から 11 頁)

番号 2 土地の所在 大字下浅津——。現況地目は田、転用面積は 1,165 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売分譲住宅 5 棟であります。建築面積は合計で 211.60 m²。

譲受人は、倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、兵庫県美方郡新温泉町●●。契約内容は、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第 1 種農地、区分決定根拠は集団農地であります。許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内、公共投資

ありがとうございます。

事業内容は、建売住宅 5 棟で建築面積が 35.20 m²のもの A タイプが 3 棟、53.00 m²のもの B タイプが 2 棟で、駐車場は各 2 台。L 型擁壁を整備し、道路高まで約 60 cm の盛土を行うものがあります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。

頁をめくって頂き 7-3 が航空写真による位置図です。下浅津集落の西の端の方と云いますか、そこに神社がございまして、神社の北隣に位置します。別冊資料 1 の 7 頁目が現地の写真です。資料 1 の頁をめくって頂き 8 頁目が公図、9 頁が各区画の求積図、10 頁目が土地利用計画図で、雨水と汚水の排水計画も図示されていまして、青い線が雨水の排水計画で隣接する水路。北側と東側に隣接する水路がありますけども、そちらの方に排出。赤が汚水の経路で、公共下水道へ接続します。

また、申請地の東西南北の用地境界の標準断面が A-A,B-B,C-C,D-D とありますけども図面下側に示されております。L 型擁壁で土留めを行い、周辺への土砂流出を防ぎます。次の頁 10-1 頁が A タイプの建物立面図で 10-2 頁が B タイプの建物立面図、11 頁が上水道と公共下水道の申請地周辺の管路図でございます。

ちなみにですね、図面をご覧頂き、お気づきのことと思えますけれども、8 頁目の公図をご覧頂きますでしょうか。申請地内の一角に墓地がございます。申請者の方に確認したところ、墓には納骨はされていないとのことです。墓の関係者は県外在住で、墓石や相続等の手続きが完了すれば処分しても良いと云う意向だそうです。また、現状での住宅建築の見通しについては、中部内にあるハウスメーカー 3 社に聞き取りをされたそうですけども、売値は少し落ちるが問題は無いと云う回答があったとのことですので、事業の実施にあたって支障にはならないと云う事で。墓地があるために転用事業に支障をきたすと云う様なことは無いと云う事でございます。

番号 2 につきましては、説明は以上であります。

本冊 7 頁に戻って頂き、番号 3 を説明します。

(資料は、7-4 頁、資料 1 の 12 頁から 18 頁)

番号 3 土地の所在 大字久見——。現況地目は田、転用面積は 981 m²の内 287 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅です。建築面積は 87.36 m²。

	<p>譲受人は、田畑●●と●●。譲渡人は、田畑●●。契約内容は、贈与による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第2種農地、区分決定根拠は住宅等が連たんする区域に近接する区域内であります。許可根拠規定は代替地なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内、公共投資ありでございます。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅、駐車場2台。L型擁壁とコンクリートブロック壁で土留めを行い、道路高まで約50cmの盛土を行うものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外。隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き7-4頁が航空写真による位置図です。筆としては赤く塗っている所で、右側に2車線の町道があるんですけども、2車線町道側の方にお家を建てると云う計画でございます。</p> <p>現地の写真は、別添資料1の12頁をご覧ください。赤線で囲っている個所がこの度の申請地です。頁をめくって頂きますと、13頁が公図です。赤っぽくなっているのが2車線の町道。それで、町道脇に水路があって、黄色く塗っている農地、この度の申請地があると云う事でございます。それで、転用申請の用地の中に、奥側に結局農地が残るものですから、多目的用地と云う機能付けをさせて。そこに通路用地部分を付けると云う計画であります。</p> <p>頁をめくって頂きまして14頁ですね。14頁は求積図。分筆予定で元々の面積から分けますよと云う事でございます。もう一つめくって頂きまして15頁。こちらが土地利用計画図でございます。この図面の下側に標準断面が図示してありますが、北側と西側の用地境界にはコンクリートブロック壁を設置し土留めを行います。南側の用地境界はコンクリート畔がありまして、用地の土留めとしてL型擁壁を設置しますけれども、コンクリート畔との間にU字側溝、コンクリート側溝を設置して、申請地の残地となる農地の排水路を確保するものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、16頁が建物立面図、17頁が給排水の管路図でございます。赤が汚水、青が上水です。次の頁18頁が上水道と下水道の管路図を付けさせて頂いております。</p> <p>番号3の申請につきましては、現在の居宅が手狭となったため、また駐車場も無いと云う事もありますので、譲渡人の所有地の内、住宅建築が可能な本申請地を譲渡人の子供である譲受人がもらおうと云う様なものでございます。</p> <p>以上、番号1から番号3までの申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p>
--	--

	<p>議長</p> <p>谷岡委員</p>	<p>よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。引き続き、現地の確認委員によります調査報告をして頂きます。整理番号1番の案件を、6番の谷岡貞幸委員に現地確認報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>それでは報告致します。本日1時30分より長谷川会長、土海職務代理、山本美代子委員、山下昇推進委員と私と、藤井局長と藤田副主幹の7名で現地確認に行つて参りました。</p> <p>番号1の藤津の案件ですけども、場所は7-1と7-2の航空写真で、分からないでしょうけど。資料1の4頁。赤い縁取りをした所に、局長が言った様に碎石を敷いて真砂土を敷きます。それで隣接する宅地や農地。4頁の左下の写真で分かります様に、家と黄色い所の農地に、隣接する農地に影響は無いと思われまますので、これは問題なしと考えます。以上です。</p>
	<p>議長</p> <p>山本美代子委員</p>	<p>はい。ご苦労様です。次に整理番号2番の案件を7番の山本美代子委員、現地の報告をしてください。</p> <p>はい、報告します。番号2番の下浅津の案件ですけど、この申請地は集落に隣接している土地でして。昨年まで、ここ、田んぼでして。●●さんが米を作っておられた様です。譲渡人さんはこの土地を相続で所有されたんですけど、県外にお住まいなので、もし売れば処分したいと云う事です。この度、株式会社●●との売買が成立したと云う事です。議案書の方は7-3ですね。それと資料の方は7,8,9,10-1,2の11まであるんですけど。先ほども言いましたが、集落に隣接しておりますし、上水道管路とか公共下水道管路なども整備されておりますし。雨水も含めて排水関係には問題ないと云う事で、周りの農地への支障も無い様です。この転用計画を認めることについては問題ないと考えます。以上です。</p>
	<p>議長</p> <p>山下昇推進委員</p>	<p>はい、ご苦労様です。次に整理番号3番の案件。これを15番の山下昇推進委員に現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>それでは報告致します。事務局の方より細かく説明がありましたけども、再度位置を確認してみたいと思います。位置は本冊の7-4頁、7-4を出してください。ここに中心辺りに赤で囲った所があります。右の方の広く茶色な所は旧東郷中学校のグラウンドです。それから別冊の方は12頁です。12頁は現地の写真です。今日も現地確認をしましたけども、全くこの様な状況です。</p>

	<p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>それから別冊の 13 頁、めくって頂きまして元土地利用図と云うのがありますが、こう云う事で左側の方が西の方側になると思いますけども。この辺りはポツリポツリと住宅が建っております。この場所も田んぼの東側、右の部分を転用する訳です。従ってこれを残る田んぼに排水の問題、或いは進入路の問題。ここら辺がポイントになると思いますけども。進入路は申請地の下に、水田に行く道路を残しておく。更に下の方の田んぼの境に排水路を設けて、その排水路を使って水田の排水をすると云う事です。</p> <p>そう云った事で水田として利用する事は問題ないと思いますし、隣の詳細も得てありますので、特別問題は無いと思います。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。以上で現地確認委員によります報告を終わります。それではただ今から質疑を行います。案件番号 1 番、2 番、3 番、一括して質疑を行います。それでは皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、清水委員どうぞ</p> <p>案件番号 1 番なんですけども、別冊の 6 頁に土地利用計画図ってあるんですけども。これ以外に水路とか、隣地の事は全然明記されてないので、隣の土地の方とのトラブルが起きるとか。そう云う事は懸念されないんですかね。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>別冊資料のですね、5 頁の公図をご覧頂けますでしょうか。そこに色を塗ってる申請地の周り、と云うのは、道がほぼ囲ってしまして。その部落内道路には、現地の写真に写り込んでいる部分では水路自体無いんですけども。公図の右下の方に水と云う事で青線がありますが、ここは申請地の東隣にある道の方にずっと繋がって北側の方に流れて行く、と云う事になるんですけども。</p> <p>元々道路側溝とか云うのが無い状態です。丁度申請地の南側に接する道路と云うのが、道路自体側溝がなくて、尚且つ道としてはですね、若干ゆるい南向きの傾斜が付けてあります。ですので雨水は道なりで、南側の方が高いものですから。山側になるんですけども。山裾の方でずっと道伝いに。道自体が水道になって流れて行っちゃうと様な事で。ここの申請地に水が流れ込むって云う状況はございません。ですので、単純に申請地に降った雨は申請地内で地下浸透を、これまでからしていたと。そう云う状態で、他所から入って来る様な水は無いとご理解を頂ければ</p>
--	--	---

<p>議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長 清水委員</p>	<p>と思います。また逆に申請地から雨水とかが外に出ると云う状態も無いと云う事になります。 清水委員、良いですか。 分かりましたけども、別冊 4 頁のね、下側の隣の境界線を見たら、ハッキリしてないんですよ。境界がハッキリしてないので、その辺が心配と云う事で。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>どうぞ。 この度の申請地、元々梨園をされてたんですけども。もう作れなくなって、梨の木も切っちゃって柵も撤去してって云う状態なんです。それで別冊 4 頁の写真、左下ですね。左下の、茶色くなっている所は保全管理、草刈り管理がされているんですけども。そこの位置関係は、この度の申請地より一段下がった高さで云う事になるんですけども。 ただ、現状を考えましたら、もちろん災害が起きる様な大雨が降った場合には、表面水が流れて隣の畑に水が向かってしまうと云う事はあるかも知れませんが、よっぽどひどい災害、大災害が起きる様な雨でなければ、そう云う水が流れて行く様な状況には無い場所と云う事で。そう云う印象を持っております。</p>
	<p>議長 清水委員 議長</p>	<p>清水委員、どうですか。良いですか。 はい。了解しました。 その他に質疑はございますか。どうぞ。その他にございませんか。それでは無い様でございます。それでは質疑を終結し、採決を行います。議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>《全員挙手》 全員でございます。よって議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致します。これを県の方へ進達を致します。 続きまして、議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。それでは説明をしてください。 議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 10 月 15 日でございます。</p>

		<p>2,910.60 m²。権利の種類と契約期間は、使用貸借で、令和 19 年 12 月 31 日までの 17 年 1 カ月でございます。所在地の地番に枝番・孫番が沢山ついていますが、土地の所在が松崎駅南の梨団地の中のは場ですので、筆の区画とは場の区画は一致しません。従いまして、は場区画に含まれる筆を整理しますと、こちらに表記しております様な具合になると云うものでございます。ちなみに、この度配分を予定している区画は 3 区画でございます。今回の配分については、梨栽培での新規就農を目指して研修してきた●●さんが、この 10 月に就農するにあたり、これらの農地を就農地として配分する計画が策定されたものであります。</p> <p>位置関係がはっきり分かりませんので、資料 2 の最後の頁に図面を付けさせて頂いております。青色で囲っておりますのが松崎駅南梨団地。その内、赤い線で囲ってあるのが各は場区画なんですけれども。この度配分を致します●●さんの区画については丸を●●と書いて丸を付けてる所がその場所と云う事でございますので、参考にしてください。以上であります。</p> <p>以上で説明を終わります。これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>山田委員。何か補足がもしあれば。不足様な事がもしあれば、どうぞ。</p> <p>補足って、とにかく●●君が今期から就農すると云う事で、土地の貸借が発生した訳ですが。全くそのとおりであります。後の方の方が、■君が 10 月いっぱいまでは、まだ研修生で。次にこう云った格好で出て来ると思います。順次埋まって来まして、梨団地として機能して行くと思われま。</p> <p>この人は東京で銀行員をなさって。おじいさんがこっちの、長江で梨を作っておられまして。そこで梨に魅せられて、こっちに帰って来て梨作りをすると云う、全くの新規就農者であります。皆さん、応援してあげてください。以上です。</p> <p>はい。それではお尋ねがございませう。無い様でございましたら、採決を行います。それでは採決を行います。議案第 29 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり意見決定することに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が賛成でございます。よって議案第 29 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定を致しました。それでは、以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に入る前に、徳岡推進委員。水田対策協議会の現状のあらましをちょっと、</p>
5 その他	(議長)	

6 閉会	徳岡推進委員 議長 事務局 議長	お話を聞かせてください。 ・湯梨浜町農業再生協議会水田対策部会の取り組みとして行っている「ジャンボタニシ対策連絡会」の活動状況について（報告） はい。と云う事で、ジャンボタニシの件については取組みと云う事でご理解頂きたいと思いま す。それではその他、括弧 1 番、11 月定例総会の予定について。 それでは説明をしてください。 ○ 11 月定例総会の予定について 11 月 10 日（火）午後 3 時 から ○ 11 月農家相談会の日程について 11 月 19 日（木）午前 9 時 ～ 正午 担当： 横川 力 委員、山上真治 委員、河井勝重 推進委員 ○ 鳥取県農業会議 農業委員会特別研修会 について 11 月 19 日（木） 午後 1 時 30 分 ～ 午後 3 時 30 分（予定） 人数制限があるため、出席者を決定 会長・職務代理・部会長・新任委員 ○ 本年度の建議の内容について ○ 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」見直しについて ○ 農業者年金 2020 年度版 チラシ配布 ○ 利用権設定更新手続きの書類配達について ○ 農地パトロールについて 各班が 10 月末までに完了のこと ○ 総会終了後、鳥取県農業会議 倉益事務局長と鳥取県農林水産部経営支援課 井上課長補佐を 講師に迎え研修を実施します。 以上を持ちまして、令和 2 年度第 7 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうも ご苦勞様でした。 （閉会 午後 4 時 3 4 分）
------	---	--